

環境省告示第六十九号

環境省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年環境省令第七号）第四条第四項及び第六条第二項の規定に基づき、電子情報処理組織による環境省の所管する法令に係る行政手続等に関する告示（平成十五年環境省第三十四号）の一部を次のように改正し、平成二十年九月十日から適用する。

平成二十年九月一日

環境大臣 齊藤 鉄夫

第五条中「環境省認証局」を「政府共用認証局」に改める。